

サイバーセキュリティ戦略推進会議の構成員の官職の指定について

（令和 7 年 月 日）
サイバーセキュリティ戦略
推進会議長決定

サイバーセキュリティ戦略推進会議の開催について（令和 7 年 月 日サイバーセキュリティ戦略本部長決定）第 2 項に基づき、サイバーセキュリティ戦略推進会議の構成員の官職を次のとおり指定する。

議 長※	サイバー安全保障担当大臣
議長代理※	内閣サイバー官
副 議 長※	内閣府政策統括官（サイバー安全保障担当）
構 成 員	内閣総務官
	内閣法制局総務主幹
	人事院事務総局総括審議官
	内閣府大臣官房長
	宮内庁長官官房審議官
	公正取引委員会事務総局官房総括審議官
	警察庁サイバー警察局長
	個人情報保護委員会事務局長
	カジノ管理委員会事務局次長
	金融庁総合政策局総括審議官
	消費者庁次長
	こども家庭庁長官官房長
	デジタル庁統括官（戦略・組織担当）付総括審議官
	復興庁統括官
	総務省サイバーセキュリティ統括官
	法務省大臣官房長
	外務省総合外交政策局長
	財務省大臣官房長
	文部科学省大臣官房長
	厚生労働省厚生労働審議官
	農林水産省大臣官房長
	経済産業省商務情報政策局長
	国土交通省大臣官房政策立案総括審議官
	環境省大臣官房長
	防衛省整備計画局長

※ 議長、議長代理及び副議長については、参考として掲載